

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
平成29年2月16日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600276号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600080号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和53年12月31日から昭和54年1月1日に訂正し、昭和53年12月の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

請求期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和31年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年12月31日から昭和54年1月1日まで

私は、A社に昭和53年12月31日まで勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年12月31日と記録されている。しかし、給料計算書で請求期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できるので、昭和54年1月1日を被保険者資格喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、A社の回答及び請求者から提出された給料計算書から、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い

方の額を認定することとなる。

したがって、請求者に係る請求期間の標準報酬月額については、前述の給料計算書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600273号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1600030号

## 第1 結論

昭和51年10月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和31年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年10月から昭和52年3月まで

私が20歳になった昭和51年10月頃に、請求期間の国民年金保険料の納付書が届いたので、A市役所の窓口で当該期間の保険料を納付した。

請求期間当時は厚生年金保険の被保険者であったことから、A市役所の職員に国民年金保険料を納付する義務があるのか尋ねたところ、「過払い分は上乘せとなる。」との説明を受け納付したにもかかわらず、国の記録では、当該期間の保険料を納付した記録が無いので、保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿(紙名簿及びCSVデータ)によると、請求者は、同市において昭和55年6月2日に国民年金被保険者資格を取得しており、当該記録はオンライン記録と一致している上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者に係る国民年金手帳記号番号は同年7月31日にA市に払い出されたことが確認できることから、請求者は同年6月又は同年7月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。

また、請求者が前述の国民年金被保険者資格を取得した後に転居した複数の市町村の国民年金被保険者名簿(紙名簿又はCSVデータ)においても、請求者が請求期間に国民年金の被保険者資格を取得したことを確認できる記載は見当たらない。

さらに、オンライン記録及び前述の払出簿により昭和51年3月31日から昭和55年7月7日までの期間にA市において払い出された国民年金手帳記号番号を確認しても、同市において請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された

形跡は見当たらない。

これらのことから、制度上、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600270号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600081号

## 第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和3年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和22年6月から昭和23年4月まで

私(請求者)の母親(訂正請求記録の対象者)は、C校(後にD校、現在はE校)を卒業した後、昭和22年6月頃から、近所に住む方の誘いでA社B工場に勤務していた。母親からは、昭和23年4月頃に親類の病気治療のため病院で付き添っていたと聞いていたのでその頃までは勤務し、厚生年金保険に加入していたはずだが、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間において訂正請求記録の対象者がC校を卒業した後、A社B工場に勤務していたとしているところ、請求者から提出されたD校に係る同窓会名簿及び同窓生F同好会誌によれば、訂正請求記録の対象者は昭和21年3月に同校を卒業したことは確認できるが同社に勤務したことは確認できない上、当該期間に同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、所在が確認できた一人に照会したものの回答を得ることができないことから、同社における訂正請求記録の対象者の当該期間に係る勤務実態を確認できない。

また、「A社社史」によればA社B工場は昭和23年9月\*日に閉鎖され、G社に譲渡された旨の記載があるところ、G社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、G社に係る商業登記簿は確認できず役員が不明であることから、訂正請求記録の対象者のA社B工場における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、A社B工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、請求期間を含む昭和22年1月2日から昭和23年8月26日までの期間に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は確認できない上、当該期間の前後に被保険者資格を取得した者の整理番号は連番で欠番も無い。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。